

譲渡登録者の遵守事項

| | |
|----------------|---|
| 個人 (犬希望者向け) | <ol style="list-style-type: none"> 1 営利又はこれに類する目的に利用しないこと。 2 譲渡に関わる講習等を受講すること。 3 未登録及び未注射犬を譲り受けた場合は、速やかに飼い犬登録・狂犬病予防注射を受けて報告すること。また、鑑札と済票を犬に装着すること。 4 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、大阪市動物の愛護及び管理に関する条例及びその他の関係法令を遵守し、他人に迷惑をかけないこと。 5 譲渡後速やかに不妊手術等繁殖制限の措置をとること。 6 譲渡された動物は、終生飼養に努めること。 7 譲渡後6カ月から1年以内に動物の状況等について譲渡実施者へ報告するとともに譲渡実施者の立入調査には進んで協力すること。 8 譲渡動物の死亡、飼養場所の移転、やむを得ない事情で飼養者を変更する場合は、必ず譲渡実施者に連絡すること。 9 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、譲渡実施者に対して一切責任を問わないこと。また、治療等に要した費用についても一切譲渡実施者に請求しないこと。 |
| 個人 (猫希望者向け) | <ol style="list-style-type: none"> 1 営利又はこれに類する目的に利用しないこと。 2 譲渡に関わる講習等を受講すること。 3 譲り受けた動物は速やかに動物病院にて健康診断を行うとともに日々の健康管理に努めること。 4 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、大阪市動物の愛護及び管理に関する条例及びその他の関係法令を遵守し、他人に迷惑をかけないこと。 5 譲渡後1年以内の適切な時期に不妊・去勢手術を受けさせ、実施状況を報告すること。 6 所有者明示を行うとともに室内飼育等にて終生飼養に努めること。 7 譲渡後6カ月から1年以内に動物の状況等について譲渡実施者へ報告するとともに譲渡実施者の立入調査には進んで協力すること。 8 譲渡動物の死亡、飼養場所の移転、やむを得ない事情で飼養者を変更する場合は、必ず譲渡実施者に連絡すること。 9 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、譲渡実施者に対して一切責任を問わないこと。また、治療等に要した費用についても一切譲渡実施者に請求しないこと。 |
| 団体等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 営利又はそれに類する目的に使用しないこと。 2 未登録及び未注射犬を譲り受けた場合は、速やかに飼い犬登録・狂犬病予防注射を受けて報告すること。また、鑑札と済票を犬に装着すること。 3 団体等の代表者又は活動拠点の責任者及び一時飼養会員は、センター所長が実施する講習会を受講すること。 4 不妊去勢手術や雌雄を分けて飼養するなど、確実な繁殖防止に努めること。 5 別表2の「個人(犬希望者向け)」及び「個人(猫希望者向け)」の基準を満たさない者への譲渡を行わないこと。ただし、譲渡登録団体等が飼育環境の調査を行い譲渡する場合は、大阪府外在住の者も対象とする。また、他の団体等への再譲渡を行わないこと。譲渡後は、 |

「譲渡報告書」(様式第6号)をセンター所長に提出すること。

- 6 6か月毎にセンター所長へ「飼養状況報告書」(様式第7号の1, 2, 3又は4)により、飼養動物の数を報告すること。
- 7 大阪府並びに大阪市から、犬・猫を譲り受けている譲渡登録団体等であることを名刺・ホームページ等で広報しないこと。また、募金・物資の援助等の手段に用いないこと。
- 8 関係法令を遵守するとともに、センター所長が実施する調査及び事業等に協力すること。
- 9 譲渡実施者の立ち入り調査等には進んで協力すること。
- 10 やむを得ず飼養ができなくなった場合は、責任をもって次の飼い主を探すこと。
- 11 譲渡動物の死亡、飼養場所の移転、やむを得ない事情で飼養者を変更する場合は、必ず譲渡実施者に連絡すること。
- 12 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、譲渡実施者に対して一切責任を問わないこと。
- 13 譲渡後の飼い犬登録、狂犬病予防注射、治療等に要した費用については、一切譲渡実施者に請求しないこと。
- 14 上記のほか、譲渡実施場所内においては、次の事項を遵守すること。
 - (1) 施設への無断立入や無許可撮影、指定された出入口以外からの出入り等をしないこと。
 - (2) 職員の施設管理上の指示を遵守すること。
 - (3) 放棄希望で来所した者と動物の個別取引をする等、センター所長が行う事業に相反する行動をとらないこと。
 - (4) 他の団体等を批判、誹謗中傷するような行為をしないこと。
 - (5) その他、センター所長との信頼関係を損なうと認められるような行為をしないこと。